

令和5年(2023年)5月2日

保護者等 各位

北海道帯広農業高等学校長 佐藤 裕 二

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）
新緑の候、保護者等の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日頃から本校の教育活動に対し、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
さて、5月8日から新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に移行されるに伴い、道教委からの通知に基づき、感染対策について、次のとおり対応いたしますのでお知らせします。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- (1) 5類感染症への移行後においても、家庭との連携による生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保及び手洗い等の手指衛生や咳エチケット等の対策を継続します。ただし、平時においては、これ以外に感染症対策を講じることはありません。
- (2) 学校教育活動においてはマスクの着用を求めないことが基本となります。
- (3) 地域や学校において感染が流行している場合などには、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じることがあります。

2 生徒の感染が確認された場合の対応について

- (1) 生徒の感染が判明した場合には、これまで同様に、すみやかに保護者等から学校へ報告をお願いします。
- (2) 感染が確認された生徒に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。
- (3) 出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

3 濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われません。このため、次の場合であっても、感染が確認されていない生徒は出席停止の対象にはなりません。

- (1) 生徒本人に発熱や咳等の症状があるものの、感染が確認されていない場合
- (2) 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- (3) 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした場合

4 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合の対応について

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり無理をして登校しないよう指導します。なお、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限はしません。

5 その他

感染の不安がある場合や出欠の扱い等、本件に係る問い合わせ等は下記担当までお願いします。

担当
北海道帯広農業高等学校
教頭 川添 雅文
Tel 0155-48-3051